

四 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）

改正案	現行
<p>(リース取引に関する注記)</p> <p>第十五条 財務諸表等規則第八条の六(第四項を除く。)の規定は、リース取引について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、同条第一項第一号イ及び第二号並びに第二項中「当事業年度末」とあるのは「当中間連結会計期間末」と、同条第一項第二号ロ中「貸借対照表日後五年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して五年以内の日」と、「貸借対照表日後五年超」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して五年を経過した日以降」と、同条第二項中「一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、同条第三項中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と読み替えるものとする。</p> <p>(資産除去債務に関する注記)</p> <p>第十七条の十五 財務諸表等規則第八条の二十八(第一号イ及びロを除く。)の規定は、資産除去債務について準用する。この場合において、同項中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「当事業年度」とあるのは「当中間連結会計期間」と読み替えるものとする。</p> <p>(流動資産に係る引当金の表示)</p> <p>第二十六条 財務諸表等規則第二十条(第三項を除く。)の規定は、流動資産に係る引当金について準用する。</p>	<p>(リース取引に関する注記)</p> <p>第十五条 財務諸表等規則第八条の六の規定は、リース取引について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、同条第一項第一号イ及び第二号並びに第二項中「当事業年度末」とあるのは「当中間連結会計期間末」と、同条第一項第二号ロ中「貸借対照表日後五年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して五年以内の日」と、「貸借対照表日後五年超」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して五年を経過した日以降」と、同条第二項中「一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、同条第三項中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と読み替えるものとする。</p> <p>(資産除去債務に関する注記)</p> <p>第十七条の十五 財務諸表等規則第八条の二十八(第一号イ及びロを除く。)の規定は、資産除去債務について準用する。この場合において、同条中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「当事業年度」とあるのは「当中間連結会計期間」と読み替えるものとする。</p> <p>(流動資産に係る引当金の表示)</p> <p>第二十六条 財務諸表等規則第二十条の規定は、流動資産に係る引当金について準用する。</p>

(減価償却累計額の表示)

第二十八条 財務諸表等規則第二十五条及び第二十六条第一項の規定は、建物、構築物その他の有形固定資産に対する減価償却累計額について準用する。

(減損損失累計額の表示)

第二十八条の二 財務諸表等規則第二十六条の二(第五項を除く。)の規定は、有形固定資産に対する減損損失累計額について準用する。

(投資その他の資産に係る引当金の表示)

第三十二条 財務諸表等規則第三十四条において準用する財務諸表等規則第二十條(第三項を除く。)の規定は、投資その他の資産に係る引当金について準用する。

(企業結合に係る特定勘定の注記)

第四十二条 財務諸表等規則第五十六条第一項の規定は、企業結合に係る特定勘定の注記について準用する。

(たな卸資産及び工事損失引当金の表示)

第四十三条 財務諸表等規則第五十四条の四(第四項を除く。)の規定は、たな卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。

(減損損失に関する注記)

第六十二条の二 財務諸表等規則第九十五条の三の二第一項の規定は、減損損失を認識した資産又は資産グループ(同条に規定する資産グループをいう。)について準用する。

(企業結合に係る特定勘定の取崩益の注記)

(減価償却累計額の表示)

第二十八条 財務諸表等規則第二十五条及び第二十六条の規定は、建物、構築物その他の有形固定資産に対する減価償却累計額について準用する。

(減損損失累計額の表示)

第二十八条の二 財務諸表等規則第二十六条の二の規定は、有形固定資産に対する減損損失累計額について準用する。

(投資その他の資産に係る引当金の表示)

第三十二条 財務諸表等規則第三十四条において準用する財務諸表等規則第二十條の規定は、投資その他の資産に係る引当金について準用する。

(企業結合に係る特定勘定の注記)

第四十二条 財務諸表等規則第五十六条の規定は、企業結合に係る特定勘定の注記について準用する。

(たな卸資産及び工事損失引当金の表示)

第四十三条 財務諸表等規則第五十四条の四の規定は、たな卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。

(減損損失に関する注記)

第六十二条の二 財務諸表等規則第九十五条の三の二の規定は、減損損失を認識した資産又は資産グループ(同条に規定する資産グループをいう。)について準用する。

(企業結合に係る特定勘定の取崩益の注記)

第六十二条の三 財務諸表等規則第九十五条の三の三第一項の規定は、企業結合に係る特定勘定の取崩益の注記について準用する。

(自己株式に関する注記)

第七十九条 財務諸表等規則第一百七条第一項の規定は、自己株式について準用する。この場合において、同項第一号中「当事業年度期首」とあるのは「当連結会計年度期首」と、「当事業年度末」とあるのは「当中間連結会計期間末」と、「当事業年度に」とあるのは「当中間連結会計期間に」と読み替えるものとする。

第六十二条の三 財務諸表等規則第九十五条の三の三の規定は、企業結合に係る特定勘定の取崩益の注記について準用する。

(自己株式に関する注記)

第七十九条 財務諸表等規則第一百七条の規定は、自己株式について準用する。この場合において、同条第一号中「当事業年度期首」とあるのは「当連結会計年度期首」と、「当事業年度末」とあるのは「当中間連結会計期間末」と、「当事業年度に」とあるのは「当中間連結会計期間に」と読み替えるものとする。